「子どもの転落事故」防止のためのチェック

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのためにお住まいの住宅の中で危ない箇所が無いか今一度確認をお願いいたします。

ベランダ・窓のチェックポイント

☑ ベランダに物が置かれている。

✕ 悪い例

ベランダ

イス、プランターあり

○ 良い例

ベランダ

物が置かれていない

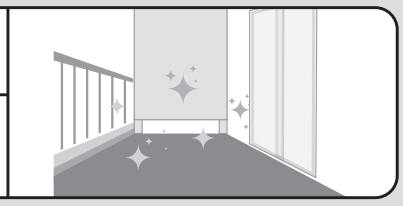

☑ 窓の近くに家具が置かれている。

✕ 悪い例

腰 窓

ソファあり

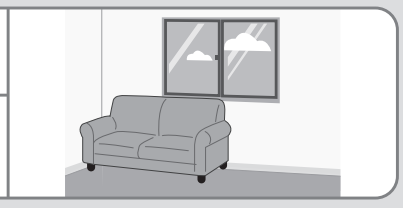

○ 良い例

腰 窓

物が置かれていない

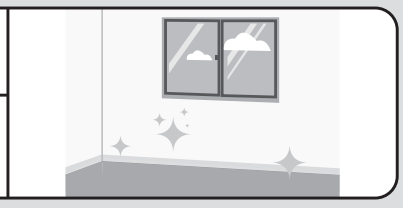

※ベランダの使用上の注意は、入居時に配布した「住まいのしおり」にも掲載しています。手すりのそばに木箱など、幼児にとって踏み台となる物を置くことは転落事故につながりますので、絶対におやめください。

※出典：「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト（消費者安全調査委員会）
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/assets/csic_cms201_250624_40.pdf

UR賃貸住宅の修繕負担区分について

UR賃貸住宅において、お客様の居住中に修繕が必要になった場合の負担区分（誰が負担するのか）については、契約時にお渡しした「修理細目通知書」によって定められていますが、お手元の「修理細目通知書」にかかわらず、お客様負担の項目は下表のとおりとなっています。

①障子紙の張替え	⑥蛇口のパッキン・コマの取替え（シングルレバー混合水栓のパッキン類を除く）
②ふすま紙の張替え	⑦風呂場等のゴム栓・鎖（洗面器、掃除用流し等を含む）の取替え
③畳表の取替え又は裏返し	⑧台所流し等排水口のゴム蓋・目皿・ごみ受け（浴室の目皿を含む）の取替え
④畳縁の取替え	⑨グリル皿及び焼網の取替え
⑤備品（タオル掛け、ペーパーホルダー、帽子掛け、カーテンランナー）の取替え	⑩電球・蛍光灯（LED電球、点灯管等を含む）の取替え
⑪その他軽微な修繕（電池、網戸の網、各種エアフィルター、スイッチひも等の取替え）	

この表にない項目はＵＲ負担となりますが、長くお住まいの方から順次ご案内してきた「畳床」、「ふすま骨組み（縁・骨）」、「クロス」に関する修繕についても、居住年数にかかわらず、お申出に応じて対応することとしております。（修繕の実施までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）

なお、ＵＲ負担の項目についても、お客様の故意・過失・善管注意義務違反によるもの、使用に耐えるもの、お客様が設置した設備機器等の損耗については修繕等の実施ができかねます。また、日常的な手入れ（簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等）はお客様負担になります。

居室・設備等ごとに具体的な修繕負担区分を図示した「修理細目のしおり」を、住まいセンターや管理サービス事務所等に配備しております。また、機構ホームページにも掲載しております。

二次元コード
はこちら➡

補助犬の使用について

ＵＲ都市機構では、身体障害者補助犬法等の趣旨を踏まえ、身体障害のある方が補助犬を使用してお住まいいただくことが可能※です。お住まいの皆様が安心して快適に生活していただけるよう、補助犬を使用しての入居・居住をする場合は、事前にＵＲ都市機構に届け出ていただいています。

なお、一般のＵＲ賃貸住宅では動物飼育は禁止としていることから、動物アレルギーなどをお持ちの方が既にお住まいの場合があります。

そこで、ＵＲ都市機構では、補助犬使用の届出に基づき、動物アレルギーなど配慮が必要な方が近隣等にお住まいか調査・確認を実施し、補助犬を使用する方と、配慮が必要な方の双方が安心して快適にお住まいいただけるように努めています。詳しくは、住まいセンター等にお問い合わせください。

※近隣等にお住まいの方へのご案内を行うとともに、ご希望される団地・住棟の特性に応じた調整を行わせていただく場合がございます。